

規制の事前評価書（簡素化 A）

法令案の名称： 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案

規制の名称： （１）定期報告制度の新設等

（２）生産調整方針の廃止

（３）米穀価格形成センターの廃止

規制の区分： ☒新設 ☐拡充 ☐緩和 ☒廃止

担当部局： 農林水産省 農産局 農産政策部 企画課

評価実施時期： 令和7年12月～令和8年3月

- ★ 本様式を利用するに当たり、下記表に掲げる i 又は ii のいずれの要件に該当するか、番号を記載してください。
また、当該要件を満たしていると判断される理由を記載してください。

(該当要件)

i 及び ii

(該当理由)

- 規制の新設・拡充措置であって、負担の合計が年間 10 億円未満、かつ、個々の規制対象者の遵守費用が 1 回当たり 1 万円未満と推計されるため（（１））。
- 規制の緩和・廃止措置であって、負担の合計が年間 10 億円未満と推計されるため（（２）及び（３））。

表：規制の事前評価書（簡素化）の適用要件

NO	該当要件
i	規制の新設・拡充措置であって、負担の合計が年間 10 億円未満、かつ、個々の規制対象者の遵守費用が 1 回当たり1万円未満と推計※されるもの(様式2—①) ※ 設備投資に関しては、一定の設備投資を伴う規制の場合は、初年度を中心とした設備投資額の総額を対象とする。また、初期の設備投資を必要としない規制の場合は、10 年間程度の設備の維持管理費用の総額を目安とする。
ii	規制の緩和・廃止措置であって、負担の合計が年間 10 億円未満と推計されるもの(様式2—①)

【新設・拡充】

＜法令案の要旨＞

- ・ 今般の米価高騰下で生じた課題に対応し、米穀の備蓄の運営を円滑に行うことを通じて消費者への米穀の供給を安定的に行うため、一定規模以上の米穀の出荷、販売、加工又は調製を行う事業者に対する米穀の在庫数量等の定期報告の義務付け等の措置を講ずるとともに、米穀の生産調整方針及び米穀価格形成センターに係る規定の廃止等の措置を講ずる。

＜規制を新設・拡充する背景、発生している課題とその原因＞

（１）定期報告制度の新設等

- ・ 農林水産省は、米穀の正確な流通実態を把握する仕組みを有しておらず、人口減少等による需要のマイナス・トレンドの継続を前提として、翌年の需要量の見通しと生産量の見通しを作成していた。
令和5年産・6年産米は、精米歩留まりの悪化、インバウンド需要の増加等により、生産量が需要量に対して不十分であった。結果、需要に見合う供給量の確保のため、民間在庫の取り崩しや調達競争につながり、急激な米価高騰を招来した。
- ・ 今般の政府備蓄の売渡しに当たっては、業務用米穀の需要者である加工又は調製事業者が年間精米消費量の約3割を供給しているにもかかわらず、法上、これら事業者を売渡先として位置付けていなかったために、出荷又は販売事業者を経由してこれら事業者へ10万トン以上の政府備蓄が流通するなど、消費者までの米穀の円滑な流通を確保することができなかった。

＜必要となる規制新設・拡充の内容＞

（１）定期報告制度の新設等

- ・ 一定規模以上の米穀の出荷、販売、加工又は調製事業者に対して、定期的に米穀の在庫数量等の報告を求めることとする。
- ・ 定期報告の対象となる事業者に対し、あらかじめ、農林水産大臣への届出を義務付けることとする。
- ・ 政府備蓄の売渡先を把握するための届出について、米穀の加工又は調製事業者を対象に加える。

【緩和・廃止】

＜法令案の要旨＞

（同上）

＜規制を緩和・廃止する背景、発生している課題とその原因＞

（２）生産調整方針の廃止

- ・ 生産調整方針の認定が規定された平成15年以降、米穀の生産量は需要量と大幅に乖離することなく推移している。特に令和4年及び令和5年においては、需要を下回る抑制的な生産がなされ、米価が高騰したことを踏まえれば、生産者において相当程度の経済合理性が根付いてきていると評価され、現行の生産調整制度については創設当時の目標を達成したと考えられる。

（３）米穀価格形成センターの廃止

- ・ 米穀価格形成センター（以下「センター」という。）に係る規定は、米穀の取引指標となる適正な価格形成を行う指定法人として、生産者等が市場関係者の需給状況の評価を適正に認識するために創設された。
米穀の流通の成熟につれて民間主体の取引が主流となり、相対取引価格（出荷事業者と販売事業者間）やスポット価格（販売事業者間）などの民間事業者間の取引価格指標が形成され、法に基づくセンターの価格形成の機能が求められなくなった結果、平成23年にセンターとして指定されていた法人は解散し、その後、指定されている法人はない。今後も相対取引価格等を指標として民間事業者間の取引が行われるものと考えられ、政府としてもセンターの活用を検討していない。

＜必要となる規制緩和・廃止の内容＞

（２）生産調整方針の廃止

- ・ 生産調整方針に関する規定を廃止する。

（３）米穀価格形成センターの廃止

- ・ センターに関する規定を廃止する。

2 効果（課題の解消・予防）の把握

【新設・拡充】

（１）定期報告制度の新設等

- ・ 一定規模以上の米穀の出荷、販売、加工又は調製事業者（約 9.2 万事業者を想定）に対し、その所在等の届出及び米穀の在庫数量、販売数量等の定期報告を求めることで、農林水産省はこれら事業者の所在及び米穀の流通実態を把握でき、政府備蓄の適時の売渡し及び民間備蓄制度の運営が可能となるほか、より精緻な需給見通しの策定にも寄与する。

当該措置及び民間備蓄制度の新設により、米穀の備蓄制度について、情報把握及び迅速な売渡しが可能となり、その実効性が高まることを見込むが、その個別の効果を定量的に把握することは困難である。

【緩和・廃止】

（２）生産調整方針の廃止

- ・ 生産調整方針の廃止により、当該方針のメリット措置として設けられていた過剰米保管に係る米穀安定供給確保支援機構による生産調整方針作成者への無利子貸付も廃止されることとなるが、当該措置は平成 17 年度を最後に活用されておらず、効果は想定されない。

（３）米穀価格形成センターの廃止

- ・ 現にセンターとして指定されている法人は存在せず、過去に指定されていた法人は既に解散していることから、効果は想定されない。

なお、センターの役員又は職員の職にあった者の秘密保持義務（法第 26 条）については、センターの廃止後もなお従前の例によることを想定しているため、これらの者における負担の増減も生じない。

3 負担の把握

【新設・拡充】

（１）定期報告制度の新設等

＜遵守費用＞

- ・ 年間出荷数量等が一定規模以上の米穀の出荷、販売、加工又は調製事業者に対し、年に一度（一部の業種の事業者にあっては最高で月に一度）、在庫・出荷販売量等の報告を求めることを想定している。報告方法は郵便・オンライン問わないが、仮に対象の全事業者（約 9.2 万事業者。このうち、月に一度の報告は約 0.3 万事業者、年に一度の報告は約 8.9 万事業者を想定）が郵便での報告を行なうとすると、毎年の全体の遵守費用は $110 \text{ 円} \times 12 \text{ 回} \times 0.3 \text{ 万事業者} + 110 \text{ 円} \times 1 \text{ 回} \times 8.9 \text{ 万事業者} = 1,375 \text{ 万円}$ を見込む。
- ・ また、定期報告の対象となる事業者に対しては、事業を行おうとするときに、あらかじめその商号、所在地等の届出を求めることを想定している。また、政府備蓄の売渡先を把握するための届出については、現に

同様の事項について届出を求めている。届出方法は郵便・オンライン問わないが、仮にこれらの対象となる全事業者（約 9.2 万事業者を想定）が郵便での届出を行うとすると、全体の遵守費用は $110 \text{ 円} \times 9.2 \text{ 万事業者} = 1,012 \text{ 万円}$ を見込む。

- ・ なお、報告事項及び届出事項については、事業者が経済活動を行う中で当然に把握している情報や、他法令（米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成 21 年法律第 26 号）等）に基づき記録の作成・保存が義務付けられている情報を想定しており、事業者におけるこれら情報の収集や、郵便の場合における報告様式の作成、オンラインの場合におけるデータの入力については、実質的に追加の負担は生じないと考えられる。

<行政費用>

- ・ 米穀の流通の実態を把握し、円滑な流通に向けた関係業界等との調整を行うため、執行体制整備の一環として、以下の内容で令和 8 年度の機構・定員が措置される見込み。

【本省】

米流通対策官（仮称）（行（一） 7 級）408,300 円

- ・ 定期報告及び届出の処理（受付及びデータベースへの入力）については、仮に全ての定期報告及び届出が郵便で行われ、1 件の処理に 2 分程度を要すると仮定すると、施行初年度には最大で

定期報告： $(0.3 \text{ 万事業者} \times 12 \text{ 回/年} \times 2 \text{ 分} + 8.9 \text{ 万事業者} \times 2 \text{ 分}) \times 2,900 \text{ 円/時}（※） = 1,208.3 \text{ 万円}$

届 出： $9.2 \text{ 万事業者} \times 2 \text{ 分} \times 2,900 \text{ 円/時}（※） = 889.3 \text{ 万円}$

の合計約 2,098 万円が行政費用として発生する見込み。

※単価の算出方法

①令和 7 年地方公務員給与等実態調査：行政職（一） 414,480 円／月

②令和 6 年度労働統計要覧：実労働時間 1,714 時間／年

③ $414,480 \text{ 円/月} \div (1,714 \text{ 時間/年} \div 12 \text{ 月}) = 2,902 \text{ 円} \approx 2,900 \text{ 円}$

【緩和・廃止】

（２）生産調整方針の廃止

<規制緩和・廃止により顕在化する負担>

- ・ 生産調整方針の廃止により、当該方針のメリット措置として設けられていた過剰米保管に係る米穀安定供給確保支援機構による生産調整方針作成者への無利子貸付も廃止されることとなるが、当該措置は平成 17 年度を最後に活用されておらず、廃止により顕在化する負担は想定されない。
- ・ また、生産調整方針の認定に係る法定措置としては、上記の無利子貸付のほか、現行法第 6 条及び第 7 条の規定による国、地方公共団体及び生産出荷団体による生産者に対する助言等が挙げられるが、改正後の第 5 条において、生産者が需要に応じた生産に取り組むことができるよう関係者が助言を行うこと等をその責務として引き続き措置することとしている。
- ・ したがって、無利子貸付が平成 17 年以降活用されていないこと及び上記のとおり関係者による助言等については引き続き存置されることから、生産調整方針の廃止により顕在化する負担は想定されない。

<行政費用>

- ・ 新たな行政費用の発生は想定されない。

（３）米穀価格形成センターの廃止

<規制緩和・廃止により顕在化する負担>

- ・ 現にセンターとして指定されている法人は存在せず、過去に指定されていた法人は既に解散していることから、規制廃止により顕在化する負担は想定されない。

なお、センターの役員又は職員の職にあった者の秘密保持義務（法第 26 条）については、センターの廃止後もなお従前の例によることを想定しているため、これらの者における負担の増減も生じない。

<行政費用>

- ・ 新たな行政費用の発生は想定されない。

4 利害関係者からの意見聴取

（１）定期報告制度の新設

【新設・拡充】

☒意見聴取した ☐意見聴取しなかった

（意見聴取しなかった理由）

- ☐ 具体の規制内容は下位法令に委任するため、意見聴取する中身がない
- ☐ 遵守費用が発生せず、意見聴取する理由がない
- ☐ 参加者の抽出又は参集が困難なため、別途、アンケート調査を行っている
- ☐ 他の府省で、別途、関連する意見聴取を行っており、それを参考にしている
- ☐ その他

（具体の理由： ）

<主な意見内容と今後調整を要する論点>

流通実態を把握するための調査等に関し、主に以下のような意見があったところであり、流通実態の把握のための具体的な制度運用の方法が、今後調整を要する論点と考えられる。

- ・ 流通実態の変化が進んでおり、調査で捕捉される米穀の流通の割合が米サプライチェーン全体の中で狭まってきていると感じている。調査のカバー対象を広げ、調査数値の精度を高めてほしい、
- ・ 大口の集荷・卸売業者だけに調査が限られているが、集荷業者以外の業者も大半を占めているため、そちらもしっかりと調査し、その実効性を高めてほしい。

<関連する会合の名称、開催日>

- ・ 食料・農業・農村政策審議会食糧部会 令和 7 年 10 月 31 日、12 月 24 日 ※部会委員に利害関係者を含む。

<関連する会合の議事録の公表>

- ・ 農林水産省 HP (<https://www.maff.go.jp/j/council/seisaku/syokuryo/index.html>) において公表済。

（２）生産調整方針の廃止について

【廃止】

☒意見聴取した ☐意見聴取しなかった

（意見聴取しなかった理由）

- ☐ 具体の規制内容は下位法令に委任するため、意見聴取する中身がない
- ☐ 遵守費用が発生せず、意見聴取する理由がない
- ☐ 参加者の抽出又は参集が困難なため、別途、アンケート調査を行っている
- ☐ 他の府省で、別途、関連する意見聴取を行っており、それを参考にしている
- ☐ その他

（具体の理由： ）

<主な意見内容と今後調整を要する論点>

生産調整に関する規定を削除した後、需要に応じた生産を法定化するに当たって、国や地方公共団体の役割が後退することなく、生産現場で適切に需要に応じた生産が進むように対応をお願いしたい旨の意見があった。具体的な需要に応じた生産の推進方法が今後調整を要する論点と考えられる。

<関連する会合の名称、開催日>

- ・食料・農業・農村政策審議会食糧部会 令和7年12月24日 ※部会委員に利害関係者を含む。

<関連する会合の議事録の公表>

- ・農林水産省 HP (<https://www.maff.go.jp/j/council/seisaku/syokuryo/index.html>) において公表済。

(3) 米穀価格形成センターの廃止

【廃止】

- ☐意見聴取した ☒意見聴取しなかった

(意見聴取しなかった理由)

☐具体の規制内容は下位法令に委任するため、意見聴取する中身がない

☒遵守費用が発生せず、意見聴取する理由がない

☐参加者の抽出又は参集が困難なため、別途、アンケート調査を行っている

☐他の府省で、別途、関連する意見聴取を行っており、それを参考にしている

☒その他

(具体の理由：現にセンターとして指定されている法人は存在せず、過去に指定されていた法人は既に解散しているため。)

5 事後評価の実施時期

【新設・拡充、緩和・廃止】

<見直し条項がある法令案>

- ・ 附則の検討条項を踏まえ事後評価を実施予定。